

参考資料 1 希少野生生物の国内流通管理に係る各種法令

(1) 種の保存法の制定経緯等

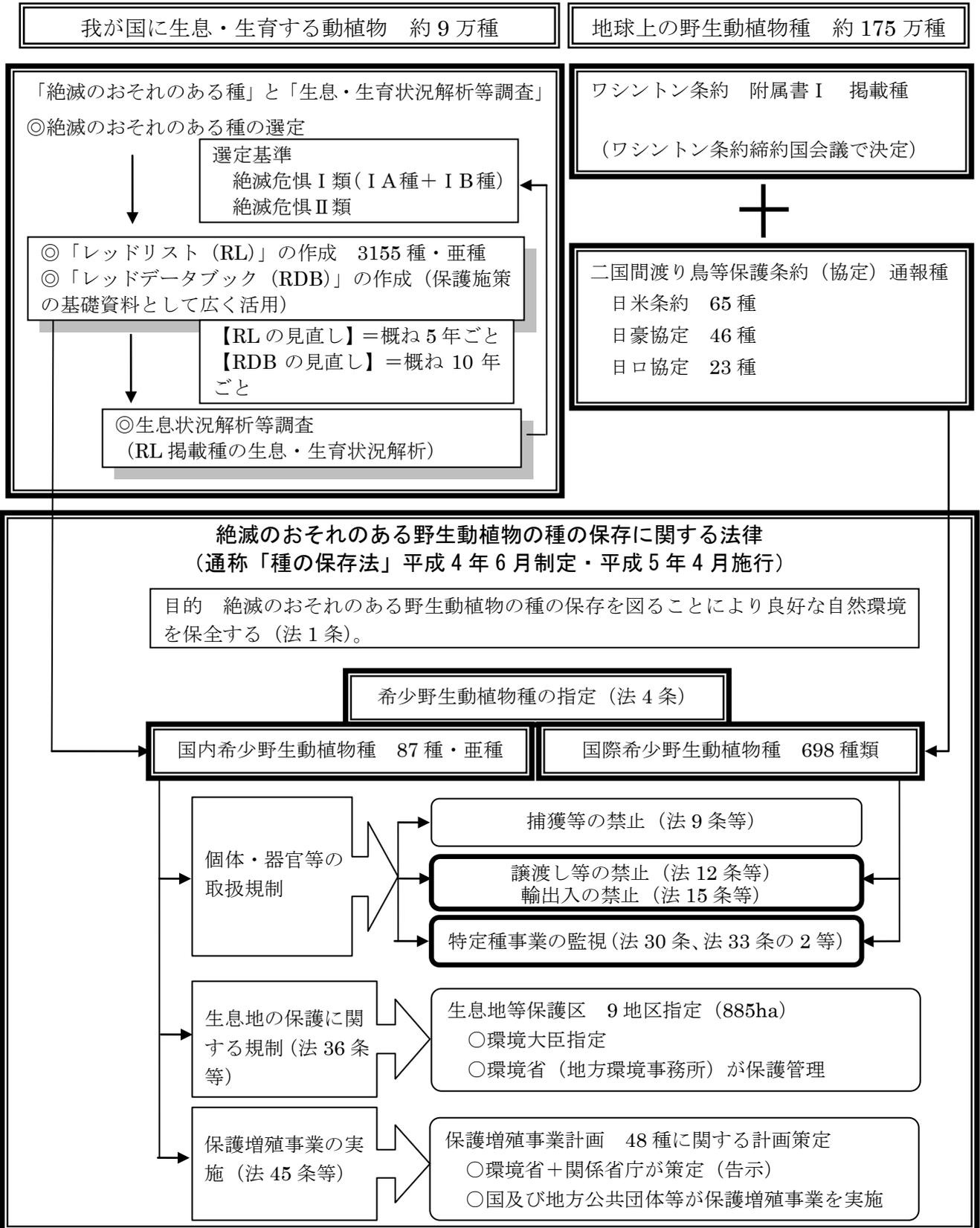
	国際的動き	国内の動き（種の保存法関係）	国内の動き（その他）
1960年代以前	66 (S41) IUCN がレッドリストを作成	49 (S24) 外為法制定	50 (S25) 文化財保護法制定 57 (S32) 自然公園法制定 63 (S38) 鳥獣保護法制定
1970年代	72 (S47) 国連人間環境会議 73 (S48) 米国が種の保存法 (ESA) 制定 73 (S48) 日米渡り鳥等保護条約、日露渡り鳥等保護条約署名 73 (S48) ワシントン条約 (CITES) 採択 74 (S49) 日豪渡り鳥等保護協定署名	72 (S47) 特殊鳥類法制定 74 (S49) 日米渡り鳥等保護条約締結	71 (S46) 環境庁設置 72 (S47) 自然環境保全法制定 73 (S48) 動物愛護管理法制定
1980年代	81 (S56) 日中渡り鳥等保護協定署名	80 (S55) 外為法関連政令等改正 80 (S55) ワシントン条約締結 81 (S56) 日豪渡り鳥等保護協定、日中渡り鳥等保護協定締結 81 (S56) トキの人工繁殖を開始 86 (S61) 環境庁自然保護局に野生生物課設置 86 (S61) 緊急に保護を要する動植物の種の選定調査（環境庁） 87 (S62) 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律制定 88 (S63) 日露渡り鳥等保護条約締結	84 (S59) 「環境影響評価の実施について」閣議決定 86 (S61) 山梨県高山植物の保護に関する条例制定 89 (H1) 「我が国の保護上重要な植物種の現状」刊行（Nacs-J, WWF-J）
1990年代	92 (H4) 国連環境開発会議（地球サミット）、生物多様性条約の採択 92 (H4) ワシントン条約 COP8 の日本開催	91 (H3) 環境庁 RDB 刊行 92 (H4) 自然環境保全審議会答申「野生生物に関し緊急に講ずべき保護方策について」 92 (H4) 種の保存法制定 92 (H4) 希少野生動植物種保存基本方針の決定 93 (H5) 保護増殖事業計画（2 計画）の最初の告示 94 (H6) 国内希少野生動植物種（6 種）の最初の新規指定 94 (H6) 種の保存法改正（器官及び加工品の対象化） 94 (H6) 生息地等保護区（2 地区）の最初の指定	90 (H2) 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例制定 93 (H5) 環境基本法制定 93 (H5) 希少野生動植物種保護管理事業開始（林野庁） 93 (H5) 野生水産動植物の保護に関する基本方針（水産庁） 93 (H5) 水産資源保護法施行規則の一部改正（6 種の保護動物） 95 (H7) 生物多様性国家戦略決定 95 頃～一部都道府県が地方版 RDB/RL を作成 97 (H9) 環境影響評価法制定 98 (H10) 水産庁データブック刊行
2000年代		03 種の保存法改正（譲渡規制の適正化） 06 環境省 RDB 改訂 08 トキ放鳥	00 頃～都道府県版 RDB/RL 作成や希少種条例制定の動きが拡大 02 (H14) 自然再生推進法制定 04 (H16) 外来生物法制定 05 (H17) 全都道府県が RDB/RL を作成 08 (H20) 生物多様性基本法制定
2010年代	10 (H22) 生物多様性条約 COP10 の日本開催、愛知目標の決定		10 (H22) 生物多様性国家戦略 2010 決定 10 (H22) 生物多様性地域連携促進法制定 11 (H22) 海洋生物多様性保全戦略決定

注：表中の法律名等は略称を用いている場合がある。

(2) 種の保存法等の概要 (2011 (H23) 年 7 月現在)

(国内に生息・生育する希少種の保護)

(外国産の希少種の保護)



出典: 環境省資料より作成

(3) ワシントン条約 (CITES) の概要

➤ 名称

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (略称 CITES)
(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)

➤ 目的

野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る。

➤ 経緯

- ・昭和 50 年 (1975) 7 月発効 (昭和 48 年 (1973) 3 月、ワシントンにおいて採択)
- ・我が国は昭和 55 年 (1980) に加入
- ・締約国は、175 ヶ国 (平成 23 年 (2011) 8 月現在)

➤ 規制内容と対象動植物種

	附属書 I	附属書 II	附属書 III
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
主な種	約950種類 (注) (例) チンパンジー、ジャイアントパンダ、トラ、アフリカゾウ、アジアアロワナ、トキ、コウノトリ、サボテン科 (一部) 等	約33, 100種類 (注) (例) ホッキョクグマ、フラミンゴ、カメレオン、ピラルク等	約170種類 (注) (例) セイウチ (カナダ)、アジアスイギュウ (ネパール) 等 * 国ごとに指定
規制の内容	・商業目的のための国際取引を禁止 ・学術目的 (繁殖目的を含む) の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可書が必要	・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書が必要 (附属書 III の場合は指定国以外は原産地証明が必要)	
許可条件	取引及びその目的が種の存続を脅かすものでないこと	取引が種の存続を脅かすものでないこと	
	・違法に入手したものでないこと	・適切な輸送方法、収容施設 (生体の場合)	

注：ここでいう「種類」には亜種等を含む。種類数は条約事務局の資料による。

➤ 留保 (平成 22 年 (2010) 3 月現在)

我が国の留保数 1 属 11 種

タツノオトシゴ属

クジラ類 8 種 (マッコウクジラ、イワシクジラ、ナガスクジラ、ミンククジラ 2 種、ツチクジラ、ニタリクジラ、カワゴンドウ)

サメ類 3 種 (ウバザメ、ジンベイザメ、ホホジロザメ)

➤ 条約実施のための体制

- ・条約締約国は、輸出入管理を担当する管理当局及び輸出入に際して管理当局への助言等を行う科学当局を設置することとなっている。

管理当局：経済産業省 (外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入規制)

農林水産省 (海からの持ち込み)

科学当局：農林水産省・環境省

(4) 希少野生生物の国内流通管理に係る各種法令

①希少野生生物の国内流通管理に係る各種法令 (全体)

法の目的		種の保護・保全等			その他 (参考)					
施策の アプローチ	流通管理等の対象	希少野生生物の種の保護・保全			文化財保護法		動物愛護管理法			
		種の保存法			鳥獣保護法					
		国内希少野生動物種 (法4条3項)	特定国内希少野生動物種	国際希少野生動物種 (法4条4項) ワシントン条約附属書I 掲載種など(注1)	許可を得て捕獲された非狩猟鳥獣	省令で定める鳥獣 (注2)	違法に捕獲・輸入された鳥獣	天然記念物 (法2条)	動物 (哺乳類、鳥類、爬虫類)	特定動物
国内流通 の管理	生きている個体	譲渡し等の禁止(法17条)	特定国内種事業の届出制 (法30条)	商業目的で繁殖させた個体等の登録制 (法20条)	登録制 (法19条20条)	販売禁止 鳥獣等の販売禁止 (法23条) (注3)	違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養、譲渡し等の禁止 (法27条)	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の許可制(法125条)	動物取扱業者の登録制 (法10条)	飼養・保管の許可制等 (法26、28条)
	死んでいる個体									
	器官、加工品			特定国際種事業の届出制 (法33条の2)						
(参考) 輸出入の管理		輸出入の禁止 (法15条1項)	輸出入の承認義務 (法15条2項、外為法)			鳥獣等の輸出入の規制 (法25条1項、法26条1項)		現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の許可制(法125条)		
罰則		★★★:法12条、法15条1項違反 ★★:法20条違反 ☆☆:法30条、法33条の2違反			★★★:法25条1項、法26条1項違反 ★★:法19条、法20条1項、同2項、法23条、法27条違反 ☆☆:法20条3項違反		☆125条違反(滅失・き損等に至らない場合)	★★:法26条、法28条 ☆:法10条		

凡例 □-----:必ずしも希少野生生物だけを対象としないが対象とする制度であり、その場合には流通管理に関連する。
 ★★★1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、★★6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、☆☆50万円以下の罰金、☆20/30万円以下の罰金

注1:国際希少野生動物種は、二国間渡り鳥等保護条約通報種(令別表2の表1)、ワシントン条約附属書I掲載種(令別表2の表2)からなる。

注2:法23条、25条、26条の3つの制度が個別に省令で指定しており、同じ対象ではない。

注3:現在はヤマドリ、その卵、それらを加工した食料品が指定されている(規則22条)。

注4:本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令の内容について視覚的にイメージしやすいように作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

②種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）

法律の目的	○直接の目的 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全する(法 1 条)				
	○高次の目的 もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する(法 1 条)				
法律の構成	○目的(法 1 条) ○希少野生動植物種等の定義(法 4 条)、希少野生動植物種保存基本方針(法 6 条) ○個体等の捕獲等、個体等の譲渡し等の規制など(法 7 条～33 条の 14) ○生息地等保護区など(法 34 条～44 条) ○保護増殖事業(法 45 条～48 条)				
希少野生生物の国内流通と関連する主な制度（国内希少野生動植物種関係）	○本法は、わが国に生息・生育する希少野生動植物(注 1)の個体等(注 2)の捕獲等を規制しているが、これに加えて国内における譲渡し等を原則として禁止している(なお輸出入も原則禁止)。 ○ただし、商業的な繁殖が可能な種(注 3)の個体等については、事業を届け出れば譲渡し等が認められる。				
		制度趣旨	対象	規制	備考
	○国内希少野生動植物種の譲渡し等の禁止(法 12 条)	違法な捕獲の要因減殺、違法に捕獲された個体等の市場流通の抑制。	・国内希少野生動植物種の個体等 ・緊急指定種の個体等	譲渡し、譲受け、引渡し、引取りの原則禁止	・学術研究等の目的で環境大臣が許可(法 13 条)した場合、特定国内希少種の場合(法 30 条)などは例外(同 1 項 1、2、4 号等)
	○特定国内種事業の届出(法 30 条)	商業的繁殖が可能な種については個々の取引を規制する代わりに事業者に適正管理を求める。	特定国内希少野生動植物種の個体等	環境大臣への事業の届出及び取引内容について記帳を義務付け	・届出すれば譲渡し等の禁止の例外(法 12 条) ・遵守事項(法 31 条)に違反した場合には指示や業務停止処分ができる(法 32 条)
	○国内希少野生動植物種の陳列の禁止(法 17 条)	譲渡し等の前段階になる行為である陳列を禁止。	・国内希少野生動植物種の個体等 ・緊急指定種の個体等	販売又は頒布する目的での陳列の原則禁止	・陳列をしている者に対しては措置命令ができる(法 18 条)
【参考】国内希少野生動植物種の輸出入の禁止(法 15 条 1 項)	個体等の無制限な海外流出の防止等。海外からの流入による国内の流通規制の困難の防止等。	国内希少野生動植物種(特定国内希少野生動植物以外)の個体等	輸出、輸入の原則禁止	・輸出は環境大臣の認定書、輸入は輸出国政府の証明書がある等すれば例外(同 1 項但書、令 3 条)。ただし、外為法の承認義務(同 2 項)は残る。 ・違法輸入者には返送の措置命令ができる(法 16 条)	

注 1: 国内希少野生動植物種(わが国に生息・生育し絶滅のおそれのある野生動植物の種。法 4 条 3 項、令別表 1。)、緊急指定種(わが国に生息・生育する国内、国際希少野生動植物種以外の種で特に緊急に保護を図る必要があるもの。法 5 条 1 項。)

注 2: 個体(卵・種子を含む)、器官、加工品。

注 3: 特定国内希少野生動植物種(国内希少野生動植物種のうち商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種。法 4 条 5 項、令別表 4)。

注 4: 本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

②種の保存法（つづき）

希少野生生物の国内流通と関連する主な制度（国際希少野生動植物種関係）	○本法は、ワシントン条約等により国際的に協力して種の保存を図るとされている希少野生動植物(注5)の個体等(注6)について、国内における譲渡し等を原則として禁止している(なお輸出入は外為法の規定により承認を受ける義務を課せられる)。 ○ただし、商業目的で繁殖させた個体等については登録すれば流通が認められる。また細分化された素材等は事業を届出れば譲渡し等が認められる。				
		制度趣旨	対象	規制	備考
	○国際希少野生動植物種の譲渡し等の禁止(法12条)	違法な輸入の要因減殺、違法に輸入された個体等の市場流通の抑制。	国際希少野生動植物種の個体等	譲渡し、譲受け、引渡し、引取りの原則禁止	・学術研究等の目的で環境大臣が許可(法13条)した場合や、政令で定める特定器官等(法33条の2)、登録を受けた個体等(法20条)などは例外(同1項3、5号等)
	○国際希少野生動植物種の個体等の登録(法20条)	ワシントン条約上も認められている商業目的で繁殖させた個体等などの流通を許容する。	国際希少野生動植物種の個体等のうち商業目的で繁殖させたもの等	環境大臣への個体等の登録を義務付け	・登録すれば譲渡し等の禁止の例外(法12条) ・登録等のためには登録要件(令4条)を満たす必要がある(注7) ・個体等の譲渡し等は登録票とともにしなければならない(法21条)
	○特定国際種事業の届出制(法33条の2)	適法に輸入された原材料器官等から得られる細分化された素材等は個々の取引を規制する代わりに事業者に適正管理を求める。	国際希少野生動植物種の器官・加工品のうち政令で定めるもの	環境大臣及び特定国際種関係大臣への事業の届出、取引内容について記帳を義務付け	・届出すれば譲渡し等の禁止の適用除外(法12条) ・遵守事項(法33条の3)に違反した場合には指示や業務停止処分ができる(法33条の4)
	○国際希少野生動植物種の陳列の禁止(法17条)	譲渡し等の前段階になる行為である陳列を禁止。	国際希少野生動植物種の個体等	販売又は頒布する目的での陳列の原則禁止	・陳列をしている者に対しては措置命令ができる(法18条)
【参考】国際希少野生動植物種の輸出入の承認義務(法15条2項、外為法)	(外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく規制)	国際希少野生動植物種の個体等	輸出、輸入の承認制(外為法48条、同52条)	・違法輸入者には返送の措置命令ができる(法16条)	

注5:国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(法4条4項)。渡り鳥等保護条約通報種(令別表2の表1)、ワシントン条約附属書I掲載種(令別表2の表2)からなる。

注6:個体(卵・種子を含む)、器官、加工品。

注7:具体的には、①わが国において繁殖させた個体等であること、②ワシントン条約適用(令別表2の第2)より前に取得された個体等であること、③関税法による輸入許可(関税法67条)を受けた個体等であって商業目的で繁殖させた個体等などであること(関税法67条による輸入許可書または輸入貿易管理令4条による輸入承認証が必要)、のいずれかが求められる(令4条各号)。

注8:本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

③鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）

法律の目的	○直接の目的 鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る(法 1 条)				
	○高次の目的 もって生物多様性の確保等を通じて自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する(法 1 条)				
法律の構成	○目的(法 1 条) ○基本指針(法 3 条)、鳥獣保護事業計画(法 4 条) ○鳥獣の捕獲等の規制(法 8 条～)、飼養・販売等の規制(法 19 条～)、鳥獣保護区(法 28 条～) ○狩猟の適正化(法 35 条～)				
希少野生生物の国内流通と関連する主な制度	○本法は、違法な鳥獣の捕獲を防止する趣旨で、鳥獣の飼養の登録制、定められた鳥獣等(注7)の販売禁止、違法捕獲鳥獣(注9)の譲渡し禁止などを定めている(定められた鳥獣については輸出入も規制されている)。 ○哺乳類と鳥類のうち定められた一部しか対象とならないが、対象が希少野生動物であった場合には関連する。				
		制度趣旨	対象	規制	備考
	○鳥獣の飼養の登録(法 19 条、20 条)	学術研究等のために捕獲が認められた非狩猟鳥獣の移動の把握、違法捕獲の未然防止。	非狩猟鳥獣(法 9 条 1 項の許可を得て捕獲された生きた個体)	・登録制(都道府県知事) ・登録鳥獣の移動の届出制(都道府県知事)	・登録を受けないで飼養した者への措置命令ができる(法 22 条)
	○販売禁止鳥獣等の販売禁止(法 23 条)	販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣の販売の規制	省令で定める鳥獣(加工品・繁殖したものを含む)と鳥類の卵	販売の原則禁止	・学術研究等の目的で都道府県知事が許可(法 24 条)した場合は例外 ・現在、ヤマドリ、その卵、それらを加工した食料品が指定されている(規則 22 条)
	○違法捕獲鳥獣の譲渡し等の禁止(法 27 条)	捕獲規制の実効性を担保するため違法に捕獲された鳥獣の流通過程も規制する。	違法に捕獲等又は輸入された鳥獣(加工品等を含む)と鳥類の卵	飼養、譲渡し、譲受け、販売、加工、保管のための引渡し・引受けの禁止	
	【参考】鳥獣等の輸出の規制(法 25 条)	捕獲規制を真に実効あるものとするため国内流通のみならず国内外の取引も規制する	省令で定める鳥獣(加工品を含む)と鳥類の卵	輸出の原則禁止	適法捕獲等証明書が添付されれば例外
	【参考】鳥獣等の輸入の規制(法 26 条)	同上	同上	輸入の原則禁止	輸出国政府の証明書が添付されれば例外

注 9：鳥獣のほか鳥類の卵も対象となる。鳥獣には毛皮等の加工品も含む。

注 10：本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

【別添 1】 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

法律の目的	○直接の目的 文化財を保存し、かつ、その活用を図る(法 1 条)				
	○高次の目的 もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する(法 1 条)				
法律の構成	○目的(法 1 条)、文化財の定義(法 2 条) ○有形文化財(法 27 条～)、無形文化財(法 71 条～)、民俗文化財(法 78 条～)、埋蔵文化財(法 92 条～)、史跡名勝天然記念物(法 109 条～)、重要文化的景観(法 134 条～)、伝統的建造物群保存地区(法 142 条～)				
希少野生生物の国内流通に係る検討の参考となる主な制度	○本法は、わが国にとって学術上価値の高い動物、植物、地質鉱物のうち重要なものを天然記念物として指定し(法 109 条、注 11)、その現状変更や保存に影響を及ぼす行為を許可制により規制している(法 125 条)。飼育されている天然記念物の個体を移動する場合も、現状変更等にあたりうる。 ○これらの対象となる天然記念物が希少野生動植物である場合がありうる。				
		制度趣旨	対象	規制	備考
	○現状変更等の制限(法 125 条)	(天然記念物の保存)	天然記念物	現状変更または保存に影響を及ぼす行為の許可制(文化庁長官)(注 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可の場合等には原状回復を命ずることができる(同条 7 項)。 ・天然記念物に指定された動植物が動物園等で飼育されている場合があるが、飼育されている個体の移動は、本条の現状変更または保存に影響を及ぼす行為にあたりうる。 ・また、天然記念物に指定された動植物の輸出も本条で規制される。

注 11：天然記念物は文化財（法 2 条）の一類型として指定される。「学術上価値の高い」とは学術的知見に基づいてみた場合の規模の大小、質の優劣、類例の多寡、稀少性等と学術研究上の必要性等とを総合的に勘案しての重要性を指すものとされている（和田 1979）。

注 12：現状の変更とは、天然記念物に関し、その現状に物理的的行為の変更を加える行為をいい、保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが天然記念物の保護の見地からみて将来にわたり支障をきたす行為をいう（文化庁 2001）。地域を定めず指定された天然記念物については、個体を捕獲したり、結果的に死に至らしめたりする行為が該当し、地域指定の天然記念物については生息環境の現状を改変する行為が該当する（文化庁 2001）。

注 13：本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

【別添 2】 動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律、昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）

法律の目的	生命尊重及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する(法 1 条)			
法律の構成	○目的(法 1 条) ○基本指針等(法 5 条)、動物愛護管理推進計画(法 6 条) ○動物取扱業等の規制(法 10 条)、周辺的生活環境を保全(法 25 条)、動物による人の生命等に対する侵害を防止する措置(法 26 条～) ○都道府県等の措置等(法 35 条～)			
希少野生生物の国内流通に係る検討の参考となる主な制度	○本法は、動物の不適正な飼養の防止等を趣旨とするものであるが、販売業者を含む動物取扱業の登録制を定めている。当該業者が希少野生動物を販売等する場合があります。 ○また、本法は、人の生命等への侵害防止を趣旨とするものであるが、特定動物の飼養等の許可制を定めている。特定動物が希少野生動物である場合がある。			
	制度趣旨	対象	規制	備考
○動物取扱業の登録(法 10 条等)	動物取扱業者によるトラブル、不適切な飼養、飼養放棄、近隣住民への迷惑等の防止など	動物(哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもので、純粋な野生動物を含まない)	動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等の取扱いを業(動物取扱業)として営むことの登録制(都道府県知事)	・動物の適正な取扱い確保のための基準、または飼養施設の構造等の基準に適合しない場合等には登録の取消しや、業務停止を行える(法 19 条)。
○特定動物の飼養・保管の許可(法 26 条等)、変更の許可(法 28 条)	動物による人の生命、身体、財産に対する侵害を防止するため、危険な動物の飼養等を規制する	特定動物(人の生命、身体、財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定めるもの)	特定動物の飼養・保管は許可制(法 26 条)要許可事項(施設所在地等)を変更する場合にも許可が必要(法 28 条)	・飼養施設の構造・規模や飼養・保管の方法が基準と合致しなくなったときには許可の取り消しができる(法 29 条)

注 14: 本資料は、希少野生生物の国内流通に関する各種法令について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

参考・引用文献

環境庁野生生物保護行政研究会編(1995)絶滅のおそれのある野生動植物種の国内取引. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律詳説.

鳥獣保護管理研究会(2008)鳥獣保護法の解説.

和田勝彦(1979)文化財保護制度概説. 児玉幸多・仲野浩編:文化財保護の実務.

文化庁(2001)文化財保護法五十年史.

動物愛護管理法令研究会編著(2006)動物愛護管理業務必携.

参考資料2 動物園・水族館・植物園における国際希少野生動植物種の保有状況

(1) 国内動物園・水族館が保有する国際希少野生動植物種の状況(目・亜目別:2009年)

分類群	目名・亜目名 ※1	指定種類数※2	保有種類数※2	要確認種類数※3	保有施設数(要確認種類除く)※4
哺乳綱	ウシ目	52	7	3	19
哺乳綱	ネコ目	46	15	9	206
哺乳綱	クジラ目	23	1	0	5
哺乳綱	翼手目	11	0	0	0
哺乳綱	異節目	1	0	0	0
哺乳綱	フクロネズミ目	3	0	0	0
哺乳綱	カンガル目	7	1	0	6
哺乳綱	ウサギ目	2	1	0	1
哺乳綱	バンディクート目	4	0	0	0
哺乳綱	ウマ目	8	6	0	35
哺乳綱	サル目	55	19	3	252
哺乳綱	ゾウ目	2	1	1	35
哺乳綱	ネズミ目	6	0	0	0
哺乳綱	ジュゴン目	3	3	0	3
鳥綱	カモ目	8	2	0	24
鳥綱	アマツバメ目	1	0	0	0
鳥綱	チドリ目	4	0	0	0
鳥綱	コウノトリ目	5	3	0	25
鳥綱	ハト目	2	1	0	3
鳥綱	ブッポウソウ目	4	1	0	7
鳥綱	タカ目	15	3	0	56
鳥綱	キジ目	28	8	0	50
鳥綱	ツル目	14	6	0	66
鳥綱	スズメ目	15	1	0	10
鳥綱	ペリカン目	3	1	0	2
鳥綱	キツツキ目	2	0	0	0
鳥綱	カイツブリ目	1	0	0	0
鳥綱	ミズナギドリ目	1	0	0	0
鳥綱	オウム目	51	14	0	112
鳥綱	レア目	1	0	1	0
鳥綱	ペンギン目	1	1	0	67
鳥綱	フクロウ目	5	0	0	0
鳥綱	ダチョウ目	1	0	1	0
鳥綱	シギダチョウ目	1	0	0	0
鳥綱	キヌバネドリ目	1	0	0	0
爬虫綱	ワニ目	17	7	4	27
爬虫綱	ムカシトカゲ目	1	0	0	0
爬虫綱	トカゲ亜目	11	3	0	3
爬虫綱	ヘビ亜目	10	0	2	0
爬虫綱	カメ目	23	7	0	60
両生綱	無尾目	8	1	0	1
両生綱	有尾目	2	1	0	29
板鰓綱	ノコギリエイ目	1	1	0	3
条鰭綱	チョウザメ目	2	1	0	1
条鰭綱	コイ目	2	0	0	0
条鰭綱	オステオグロッサム目	1	1	0	26
条鰭綱	スズキ目	1	0	0	0
条鰭綱	ナマズ目	1	1	0	1
肉鰭綱	シーラカンス目	1	0	0	0
昆虫綱	チョウ目	4	0	0	0
二枚貝綱	イシガイ目	26	0	0	0
腹足綱	柄眼目	1	0	0	0
計	52目(亜目)	499	118	24	

(社)日本動物園水族館協会加盟施設の保有動物リスト(2009年)より集計。

- ※1 分類名及び分類順は経済産業省発行のワシントン条約附属書に準じた。
 ※2 科、属、種、亜種、品種での分類単位による指定を含む。
 ※3 要確認種は産地や亜種によっては附属書Iに該当する可能性のあるもの。
 ※4 保有施設は延べ数。重複あり。

(2) 国内動物園・水族館が保有する国際希少野生動植物種上位 10 種(保有施設数順)

目 名	科 名	種 名	保有施設数
ペンギン目	ペンギン科	フンボルトペンギン	67
ネコ目	レッサーパンダ科	レッサーパンダ	48
サル目	ヒト科	チンパンジー	44
サル目	キツネザル科	ワオキツネザル	43
ネコ目	ネコ科	トラ	43
カメ目	ウミガメ科	アオウミガメ	41
ネコ目	クマ科	アジアクロクマ(ツキノワグマ)	36
ゾウ目	ゾウ科	アジアゾウ(インドゾウ)	35
ツル目	ツル科	タンチョウ	33
カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ	28

(社)日本動物園水族館協会加盟施設の保有動物リスト(2009年)より集計。

(3) 国内植物園が保有する国際希少野生動植物種の状況(科別:2011年)

科名 ※1	指定種類数※2	保有種類数※2
リュウゼツラン科	1	1
キョウチクトウ科	3	1
ナンヨウスギ科	1	1
サボテン科	35	11
キク科	1	0
ヒノキ科	2	0
ソテツ科	1	0
トウダイグサ科	10	3
フォウキエリア科	2	1
マメ科	1	0
ユリ科	21	7
ウツボカズラ科	2	2
ラン科	8	7
ヤシ科	1	0
マツ科	1	0
マキ科	1	0
アカネ科	1	0
サラセニア科	3	0
スタンゲリア科	1	1
フロリダソテツ科(ザミア科)	4	3
20科	100	38

(社)日本植物園協会調べ(2011年)による加盟施設の植物保有状況データを集計。

※1 分類名及び分類順は経済産業省発行のワシントン条約附属書に準じた。

※2 属、種、亜種での分類単位による指定を含む。

参考資料3 種の保存法などの違反事例

(1) 種の保存法違反事例

種の保存法違反の事例について、ここでは2011年に発生した主な事件と再犯事例を新聞等から引用した。

① 2011年に発生した主な事件

◆無登録象牙を売買容疑 販売会社元役員ら4人逮捕

【読売新聞（2011年5月12日）】

無登録の象牙を売買したとして、警視庁は11日、大阪市天王寺区、象牙加工品販売会社元役員A容疑者(79)、茨城県小美玉市、古物商(36)ら4人を種の保存法違反（譲渡等の禁止）の疑いで逮捕した。発表によると、A容疑者ら2人は2010年3月頃～6月頃、B容疑者2人から、国内取引に必要な国の登録票がない象牙21本を計500万円で買い取った疑い。

象牙はワシントン条約で商取引が禁止されており、国内では1995年の改正同法施行で未登録の象牙の譲渡等が禁じられた。A容疑者が経営した会社からは、登録票のない象牙68本が押収されており、同庁は余罪を調べている。

◆無登録象牙売買 新たに4人容疑者逮捕

【読売新聞（2011年6月10日）】

無登録の象牙が売買されていた事件で、警視庁は9日、堺市西区、会社役員・C容疑者(72)ら4人を種の保存法違反（譲渡）容疑で逮捕した。また、大阪市天王寺区、象牙加工品販売会社元役員A被告(79)（同法違反で起訴）も同法違反（譲り受け）容疑で再逮捕した。

発表によると、A容疑者等は2010年3～6月頃、国内取引に必要な登録証がない象牙47本をC被告に計約1700万円で売り渡した疑い。4人は容疑を認めているという。

◆希少種カメ5匹販売容疑で逮捕

【朝日新聞（2011年5月23日）】

ワシントン条約で商取引が禁止されている希少種のカメ5匹を販売したとして、警視庁は東京都中野区のペット店経営、D容疑者(44)＝埼玉県桶川市＝を種の保存法違反（譲渡し等の禁止）の疑いで逮捕し、23日発表した。

調べに対し、5匹のうち2匹は「扱っていない」と否認しているという。警視庁は、D容疑者が海外からカメを密輸したとみて、裏付けを進めている。

生活環境課によると、D容疑者は2008年6月～2010年1月、千葉県船橋市の会社員男性(50)に希少種であるヘサキリクガメを2匹で700万円、ホウシャガメ1匹を100万円で売ったほか、知人にバタグループガメ2匹を8万円で売却した疑いがある。

◆絶滅危惧種ワニ押収 ペット業者を再逮捕

【読売新聞（2011年6月15日）】

絶滅危惧種のワニ「ガビアルモドキ」を販売目的で引き取ったとして、警視庁は14日、中野区のペットショップ経営会社社長・D被告(44)（埼玉県桶川市）を種の保存法違反（譲渡等の禁止）の疑いで再逮捕した。法人としての同社も近く、同容疑で書類送検する。

発表によるとD被告は今年2月18日、知人のペットショップ店からガビアルモドキ3匹を販売目的で引き取った疑い。同庁はD被告が海外から密輸後、一時的にこのペットショップに預けていたとみている。

ガビアルモドキはインドネシアのスマトラ島などに生息。ワシントン条約で商取引が禁じられている。D被告は5月22日、絶滅危惧種のヘサキリクガメを販売するなどしたとして同庁に逮捕され、その後起訴されていた。

◆希少なカメ販売容疑で業者逮捕

【毎日新聞 毎日jp（2011年7月22日）】

ワシントン条約で国際商取引が規制されている希少な「クモノスガメ」を売ったとして、大阪府警は21日、大阪府守口市のペットショップ経営、E容疑者（50）＝同市八雲東町2＝を種の保存法（譲り渡し等の禁止）違反の疑いで再逮捕した。マダガスカル島に生息し、甲羅の模様がクモの巣に似た特徴があり、国内では1匹20万～30万円で取引されている。

逮捕容疑は2009年1月～今年5月、福岡県や大阪府の4人に、クモノスガメ計5匹を計約120万円で販売した、としている。「違法と分かっていた」と認めているという。府警生活環境課によると、E容疑者は店頭やインターネットで販売。府警は今年6月30日、クモノスガメ2匹を店内に展示したとして、同法（陳列の禁止）違反容疑で現行犯逮捕した。大阪地検は21日、処分保留にしておき、今後一括処分するとみられる。

◆象牙2本譲り受け 不正登録の容疑

【朝日新聞（2011年9月2日）】

高松北署は1日、種の保存法違反（譲り受け、不正登録）容疑で高松市、古物商経営者（41）、従業員（36）を逮捕し、発表した。同署によると、2人は3月、高松市の男性（79）から国内での取引に必要な登録がない象牙2本を120万円で譲り受け、5月に知人名で「自宅倉庫から発見した」と虚偽の申請書を出し、不正に環境大臣の登録を受けた疑いがある。

◆希少ワニを違法譲渡 ペット店経営者ら書類送検

【東京新聞（2011年9月29日）】

ワシントン条約で取引が規制されている国際希少野生動物のヨウスコウワニの違法な売買にかかわったとして、立川署は28日、種の保存法違反（譲渡の禁止）の疑いで、神奈川県茅ヶ崎市のペット店経営者(39)と練馬区のアルバイトの男（33）、川崎市ペット店経営者(34)の男3人を書類送検した。

送検容疑では、経営者は2008年12月、中野区内のペット店に、譲渡に必要な登録票がないヨウスコウワニ（体長約1m）を、別の個体の登録票を付けて正規の取引に見せ、70万円で売ったとされる。このワニは、アルバイトの男が10年以上前に違法に入手したもので、経営者は無償で譲り受けたとされる。登録票は川崎市のペット店経営者から、死んだ別の個体のものを、この経営者が譲り受けたとされる。

◆無登録希少サル植物園に展示、貸し出し容疑で2人逮捕 大阪

【産経ニュース（2011年9月29日）】

国に登録していない国際希少野生動物のサル「スローロリス」を植物園の展示用に貸し出したとして、大阪府警生活環境課は29日、種の保存法違反（譲渡）の疑いで動物卸販売店経営者 F（28）ら2人を逮捕した。

逮捕容疑は4月29日、ペット店経営の男性（51）に無登録のスローロリス1匹を貸し出した疑い。

同課によると、スローロリスは大阪市立植物園「咲くやこの花館」のイベントでペット店経営の男性により展示されたが、別のスローロリスの登録票がケースに提示されていた。

◆希少種サル違法取引 元販売会社員を容疑で逮捕

【読売新聞（2011年11月10日）】

ワシントン条約で国際取引が規制されている希少種のサル「スローロリス」の違法取引事件で、府警生活環境課等は9日、静岡県沼津市の元動物販売会社員 G を種の保存法違反（譲渡）容疑で逮捕し、寝屋川市の動物輸入販売会社役員 H を同法違反（譲り受け）容疑で逮捕した。

発表では、G 容疑者は昨年11月、スローロリス3匹を、環境省発行の登録票がないまま、H 容疑者に譲り渡した疑い。2人は容疑を認めているという。

一方、大阪区検は9日、この3匹のうち1匹をペットショップ経営者へ違法に貸し出したなどとして逮捕された動物卸販売経営者 F（28）を略式起訴、大阪簡裁は罰金80万円の略式命令を出し、即日納付された。

◆無登録の象牙販売 容疑の社長を逮捕

【産経新聞（2011年12月10日）】

無登録の象牙を販売したとして業者ら7人が逮捕・起訴されるなどした事件にからみ、警視庁生活環境課は種の保存法違反（譲渡）の疑いで、世田谷区古物販売会社社長 I（63）を逮捕した。同課によると、容疑者は「私の会社で象牙は扱っていない」などと供述し、容疑を否認しているという。

逮捕容疑は、昨年3月24日ごろ、台東区で開催された古物市場で、男性（71）（同法違反（譲受）容疑で書類送検）に、無登録の象牙1本を9万円で売ったとしている。

同課は一連の事件での押収物を調べる中で、七福神のような独特な彫刻のある象牙を発見。販売先をたどったところ、I容疑者が浮上した。

◆パンダの剥製所持容疑

【朝日新聞（2011年12月12日）】

無登録のジャイアントパンダの剥製を販売目定で所持したとして、警視庁は、東京都大田区の中華料理店経営者を種の保存法違反（販売目的陳列）の疑いで逮捕し、12日発表した。容疑者は「自分のものではない」と否認している。

組織犯罪対策1課によると、容疑者は9月、自宅で、環境省に登録されていないジャイアントパンダの剥製を中国人観光客ら4人に見せて販売しようとした疑いがある。剥製の一部には別の動物の毛皮や人工のものが使われていたという。

【参 考】

◆カメ密輸容疑 2邦人逮捕 ロス空港で55匹

【産経新聞（2011年1月12日）】

米魚類野生動物保護局は、カメを米国内に密輸入しようとした容疑で日本人2人を逮捕した。カリフォルニア州の連邦地検が10日明らかにした。カメ55匹がロサンゼルス国際空港で荷物から発見されたという。地検によると、2人は大阪府在住のA容疑者(39)とB容疑者(49)。

カメはスーツケース内のスナック食品の箱に隠されていた。覆面捜査官が昨年からの密輸グループに潜入、ワシントン条約で輸出入が制限されているカメが密輸されていることを把握した。

②再犯事例

◆希少カメも虚偽登録か

【静岡新聞（2005年8月18日）】

希少ワニ「ガビアルモドキ」の不正登録事件で、種の保存法違反などの疑いで逮捕された静岡市の爬虫類卸売会社経営 A 容疑者が、同様に絶滅危惧種に指定されているリ

クガメの一種「ハウシャガメ」についても「自分で繁殖させた」と偽り、個体登録していた疑いのあることが 17 日、警視庁生活環境課の調べで分かった。警視庁は密輸入されたハウシャガメを、高価で取引される正規のカメとして流通されるため虚偽登録したとみて追及する。調べでは、A 容疑者は昨年 5 月ごろ、「岐阜県のブローカーからハウシャガメの卵を譲り受け、24 匹を孵化させた」と環境省の所管法人にうその申請をし、同年 7 月、国際希少野生動植物種の個体登録を受けた疑いがもたれている。

◆ワニ密輸 静岡の卸業者に実刑 東京地裁判決

【静岡新聞（2006 年 5 月 18 日）】

絶滅が危ぶまれる希少なワニなどが密輸され、販売された事件で、種の保存法違反（不正登録）と詐欺の罪に問われた静岡市の爬虫類卸経営者 A(37)に対し、東京地裁は 18 日、懲役 2 年 6 月（求刑懲役 5 年）の判決を言い渡した。同社も罰金 180 万円（求刑罰金 200 万円）。

判決によると、被告の経営者は動物ブローカー被告(40)＝一審懲役 3 年、罰金 300 万円＝らと共謀。2003 年－04 年、密輸されたワニのガビアルモドキ 4 匹やハウシャガメ 24 匹を国内で繁殖させたように装い、登録を受けた。また、正規に登録したように偽り、徳島県のペット店などから販売代金として計約 320 万円を詐取した。

◆執行猶予中にまた・・・ 希少動物密輸のペット業者逮捕

【産経新聞（2001 年 11 月 3 日）】

東京税関成田支署と千葉県警空港署は 2 日までに、希少動物の商業取引を規制しているワシントン条約に抵触するカメなどを密輸しようとした税関法違反（無許可輸入）の容疑で、水戸市のペット店経営、B 容疑者を逮捕、千葉地検に送致した。

調べによると、B 容疑者は 4 月 26 日、タイ・バンコクから成田空港に到着した際、マダガスカルホシガメなど 3 匹をバックなどに隠し持っていた疑い。

B 容疑者は昭和 63 年以降、同法違反で 5 回罰金刑を受けており、平成 11 年 10 月には、成田空港でマダガスカルホシガメなど 65 匹を密輸したとして懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）が確定している。

(2) 自然環境関連の法令違反による送致件数等

種の保存法以外の自然環境関連の法令違反による送致件数、送致人員数、身柄総件数について、警察庁のまとめた統計資料を基に集計した。

①動物愛護管理法違反

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
送致件数	28	41	29	66	78
送致人員	24	42	25	56	69
身柄送致人数	4	4	3	2	5
	2006年	2007年	2008年	2009年	合計
送致件数	91	92	112	121	658
送致人員	79	81	108	106	590
身柄送致人数	2	8	5	5	38

②鳥獣保護法違反

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
送致件数	223	316	335	541	501
送致人員	204	277	271	428	399
身柄送致人数	—	8	7	35	9
	2006年	2007年	2008年	2009年	合計
送致件数	775	943	926	878	5438
送致人員	546	687	653	657	4122
身柄送致人数	20	14	11	7	111

③外来生物法違反

	2006年	2007年	2008年	2009年	合計
送致件数	6	7	16	14	43
送致人員	4	7	8	10	29
身柄送致人数	—	3	1	1	5

出典：警察庁 HP の「捜査活動に関する統計等」の「平成〇年の犯罪」統計から集計した。
 (<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm#sousa>)

平成 23 年度

希少な野生生物の保全政策点検委託業務

希少野生生物の国内流通管理に関する
点検とりまとめ報告書

平成24年 3 月

希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議 編

作 成：財団法人自然環境研究センター

発 行：環境省自然環境局野生生物課

リサイクル適正の表示:紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。